

公立大学法人横浜市立大学の奨学金貸与に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、横浜市立大学（以下「市立大学」という。）に在学する学生で、経済的理由により修学が困難であると認められる者に対し、毎年度予算の定めるところにより、奨学金を貸与し、もって教育の機会均等を図り有用な人材を育成することを目的とする。

(奨学金の種類)

第2条 この規程により貸与する奨学金の種類は、普通奨学金及び特別奨学金とする。

(奨学金の貸与資格)

第3条 普通奨学金は、学業成績が優秀な者で、経済的理由により修学が困難であると認められる者（国その他の団体からこの規程による奨学金と同種類の奨学金の貸与又は給付を受けている者を除く。）に対して貸与する。

2 特別奨学金は、経済的理由により一時的に著しく修学が困難であると認められる者（公立大学法人横浜市立大学の授業料等に関する規程第4条の規定により授業料の減免を受けている者を除く。）に対して貸与する。

3 前2項の規定にかかわらず、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生については、普通奨学金及び特別奨学金の貸与は行わない。

(奨学金の貸与額等)

第4条 普通奨学金の貸与額は、1人月額48,000円とする。

2 特別奨学金の貸与額は、1人月額48,000円とする。

3 貸与額は奨学金採用年度の月額を適用する。

4 奨学金には、利子相当額を上乗せする。ただし、特別奨学金は無利子とする。

(奨学金の利子相当額)

第5条 奨学金の貸与総額に、利子相当額を上乗せする。利子相当額については、日本学生支援機構第二種奨学金（有利子）と同利率で算出する。

(奨学金の貸与期間)

第6条 普通奨学金は、貸与の決定のあった日の属する年の4月から貸与するものとし、その貸与する期間は、修業年限に相当する期間とする。ただし、理事長が別の定めをした場合は、この限りではない。

2 特別奨学金は貸与の決定のあった日の属する月から貸与するものとし、その貸与する期間は、貸与の決定のあった日の属する学年末までの期間とする。ただし、修業年限の終期までの期間内に限り、再申請を妨げない。

(奨学金の貸与の申請)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者は、要綱で定めるところにより、その旨を理事長に申請しなければならない。

(保証人)

第8条 奨学金の貸与を受けようとする者は、要綱で定めるところにより、保証人を立てな

ければならない。

- 2 前項に規定する保証人は、奨学生の貸与を受けた者と連帶して奨学生の返還債務を負担しなければならない。

(奨学生の貸与の決定)

第9条 理事長は、第7条の規定による申請があったときは、速やかに、当該申請をした者について第3条に規定する資格の有無を審査し、奨学生を貸与するか否かを決定しなければならない。

(異動の届出)

第10条 奨学生を受けている者（以下「奨学生」という。）は、次のいずれかに該当するときは、速やかに、要綱で定めるところにより、その旨を理事長に届け出なければならぬ。

- (1) 休学し、復学し、転学し、又は退学したとき。
- (2) 奨学生又は保証人の氏名又は住所に異動があったとき。
- (3) その他要綱で定める事項に異動があったとき。

(奨学生の貸与方法)

第11条 奨学生は、1箇月を単位として貸与する。

- 2 奨学生は、数箇月分をあわせて交付する。

(奨学生の貸与の停止等)

第12条 奨学生が休学した時は、休学した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その月）から復学した日の属する月の前月まで奨学生の貸与を停止する。この場合において、これらの月の分として既に貸与された奨学生があるときは、当該奨学生は、当該奨学生が復学した日の属する月以後の月の分として貸与されたものとみなす。

(奨学生の貸与の廃止等)

第13条 理事長は、奨学生が次の各号の一に該当する時は、それぞれ当該各号に該当するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日である時は、その月）から奨学生の貸与を廃止する。

- (1) 死亡し、転学し、退学し、又は停学若しくは除籍の処分を受けたとき。
 - (2) 心身の故障により学業を継続する見込みがなくなったと認めたとき。
 - (3) 学業成績又は操行が著しく不良となったと認めたとき。
- 2 前項に定めるもののほか、現に受けている奨学生の貸与を必要としない事由が奨学生に生じた場合は、理事長は、当該事由が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その月）から奨学生の貸与を廃止することができる。

(奨学生の返還)

第14条 奨学生の貸与を受けた者は、奨学生の貸与を受けなくなった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その月）から起算して6箇月を経過した後、年賦払の方法で別表に定めるところにより奨学生を返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事長は、特別の事由があると認めたときは、別の返還方法を定めることができる。

(奨学生の返還猶予)

第15条 前条の規定にかかわらず、理事長は、奨学生の貸与を受けた者が次の各号の一に該

当するときは、当該各号に規定する事由が継続している期間、その奨学金の返還を猶予することができる。

- (1) 市立大学に在学しているとき。
- (2) 災害又は心身の故障により奨学金の返還が困難であると認めたとき。
- (3) 市立大学の教員の職にあって、第16条第1項第2号の規定により奨学金の返還を免除される見込みがあるとき。
- (4) その他理事長が特に奨学金の返還を猶予する必要があると認めたとき。

2 前項の規定により奨学金の返還の猶予を受けようとする者は、要綱で定めるところにより、その旨を理事長に申請しなければならない。

(奨学金の返還免除)

第16条 理事長は、奨学金の貸与を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その奨学金の返還未済額の全部又は一部の返還を免除することができる。

- (1) 死亡し、又は心身の故障により労働能力を喪失し、若しくは労働能力が著しく低下したとき。
 - (2) 市立大学を修業後1年以内に、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第3条第2項に定める市立大学の教員の職に就き、奨学金の貸与を受けた期間と同期間継続してその職にあったとき。
 - (3) その他理事長が特に奨学金の返還を免除する必要があると認めたとき。
- 2 前項の規定により奨学金の返還の免除を受けようとする者は、要綱で定めるところにより、その旨を理事長に申請しなければならない。

(委任)

第17条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、要綱で定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成17年4月1日より施行する。

(経過措置)

この規程は、施行の日以後に採用する奨学金の貸与から適用し、同日前に採用されている奨学金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成20年3月12日より施行し、平成19年4月1日から適用する。

(経過措置)

この規程は、施行の日以後に採用する奨学金の貸与から適用し、同日前に採用されている奨学金の貸与及び返還については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成24年4月1日より施行する。

(新規貸与の廃止)

普通奨学金および特別奨学金の新規貸与については、これを廃止する。

別表（第14条第1項）

| 奨学金の貸与総額 | 年賦返還額 |
|----------------------------|----------|
| 600,000円以下 | 50,000円 |
| 600,000円を超える800,000円以下 | 60,000円 |
| 800,000円を超える1,000,000円以下 | 70,000円 |
| 1,000,000円を超える1,300,000円以下 | 80,000円 |
| 1,300,000円を超える1,500,000円以下 | 90,000円 |
| 1,500,000円を超える1,800,000円以下 | 100,000円 |
| 1,800,000円を超える2,100,000円以下 | 110,000円 |
| 2,100,000円を超える額 | 総額の20分の1 |

(備考) 返還未済額に年賦返還額未満の端数金額を生じた場合は、その額を最終の年賦返還額に加算する。貸与総額が、2,100,000円以上で返還年賦額に1,000円未満の端数が生じる場合は、その端数を最終の年賦額に加算する。